



# 始良中央地区

第6号

平成15年11月

# 合併協議会だより

編集  
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央3丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F  
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940  
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>  
メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **横川町** を紹介します



写真は、左から「丸岡公園」と開業100周年を迎えた県内最古の駅のひとつ「大隅横川駅舎」です。

## 第10回協議会

「新市の事務所の位置」及び「新市まちづくり計画(骨子)」についての協議と、「特別職の身分の取扱い」及び「電算システム事業の取扱い」についての提案説明がありました。

## 第11回協議会

「住民アンケート調査の結果」、「第5回新市事務所位置検討小委員会の協議結果」の報告と、「新市の事務所の位置」、「特別職の身分の取扱い」、「電算システム事業の取扱い」の協議及び「広報広聴関係事業の取扱い」、「情報公開制度の取扱い」について提案説明がありました。

## 第十回・第十一回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第十回協議会が十月九日、第十一回協議会が十月二十三日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、四つの事項について協議がされ承認されました。



協議会における、審議状況

### 第十回協議会

今回の協議会では、事務局から、現在どのくらい協議が進んでいて、残された協定項目が何があつて、それはいつ頃協議がなされるのかといった協

議の進捗状況について説明がなされ、さらに、協議スケジュールからいくと来年の三月頃が新市まちづくり計画や事務事業の一元化などの状況が明らかになるので、合併の是非について論議をさせていただける材料がその時期には、おおむね揃うのではないかと、また、順調に行けば来年の八月に合併協定書の調印、九月が各市町の議会の議決との当初承認された協議会のスケジュールについて、再度確認がなされました。その後、2名の委員から隼人町議会における合併協議会からの離脱決議に関連する質疑があり、隼人町における状況や今後の方針(住民投票の実施)等についての説明及び各構成市町長の合併協議に対する意見が求められました。

これに対し津田和操委員(隼人町長)は、議会議決の内容及び議会質問等について報告のうえ、今後の合併協議への対応については、「民意を反映させるために住民への説明会を開催し、住民投票の実施を考えている」と表明されました。

また、各構成市町長委員からも、今までの合併に関する協議の経過や現在の各市町における取組み状況を踏まえた説明があり、一市六町の現行の枠組みによる合併協議を、今後進めていくことが改めて確認されました。

### 【協議された事項】…………… 協議第七号―二 新市の事務所の位置 について

新市の事務所の位置については、新市事務所位置検討小委員会において調査・研究と意見交換を行い、次のような調整内容が提案され、協議されました。

- 一 新市の事務所(本庁)の位置については、当面は、国分市中央三丁目四五番一号(現国分市役所)に置き、新市において検討すること
- 二 事務所の方式は、住民サービス  
の低下を招かないように、当面は  
総合支所方式とし、現在の国分市、  
溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、  
隼人町及び福山町のそれぞれの市  
役所・役場をすべて総合支所とし  
て、また現在の牧之原支所は支所  
とする。将来的には、本庁方式へ  
移行していくことを、新市におい  
て検討すること
- 三 庁舎建設については、当面は既  
存の庁舎を活用しながら、新市に  
おいて検討すること

以上が提案され協議されましたが、事務所の設置方式について様々な意見が出され、協議会において意見集約ができなかったため継続協議とし、再度、事務所位置検討小委員会において十分な議論を行い、次回の協議会へ再提案することとなりました。

### 協議第十四号 新市まちづくり計画に ついて(新市まちづくり計画の骨子)

新市のまちづくり計画の全体像を整理した、新市まちづくり計画の骨子が提案され協議されました。

今後、順次その内容について具体的に協議検討を行い、新市まちづくり計画が策定されます。

骨子の内容(計画書の構成)

- 一章 序論
- (1) 一市六町の歴史
- (2) 一市六町の現状と課題
- (3) 合併の必要性
- (4) 新市まちづくり計画策定方針
- 二章 新市の概要
- (1) 位置、地勢
- (2) 面積、人口等
- 三章 主要指標の見直し
- (1) 人口、世帯数等
- 四章 新市まちづくり計画の基本方針
- (1) 基本理念
- (2) 将来像
- (3) まちづくりの基本方向
- 五章 新市まちづくり基本計画
- (1) 社会基盤の整備
- (2) 生活環境の整備
- (3) 教育文化の振興
- (4) 保健福祉の充実
- (5) 産業経済の振興
- (6) コミュニティの推進
- (7) 行財政の効率化等
- 六章 主要プロジェクト

七章 新市における県事業の推進  
 八章 公共的施設の統合整備  
 九章 財政計画

【提案された事項】……………  
 協議第十五号 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次の協議会議事の提案説明がありました。

なお、新設合併の場合、合併構成市町の特別職は、合併の日の前日に失職することとなっています。ただし、協議議員及び農業委員会委員については、合併特例法に基づく定数や在任期間の特例措置があります。

一 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによること。給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整すること

二 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整すること

三 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによること。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整すること

とに、合併までに調整すること

四 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整すること。人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整すること

五 その他の特別職については、設置する必要があるものは、原則として新市において調整すること

六 新市の職務執行者については、合併までに一市六町の長が別に協議して定めるものとする

以上の提案があり、次の協議会で協議されることとなりました。

協議第十六号 電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業の取扱いについて、次の協議会議事の提案説明がありました。

・電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、合併時に統合した電算システムが安全・確実に稼働できるように調整するものとする

以上の提案があり、次の協議会で協議されることとなりました。



小委員会の協議結果を報告する今島副委員長（事務所位置検討小委員会）

第十一回協議会  
 【報告された事項】……………  
 報告第十三号一四 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

第十回合併協議会において事務所位置について継続協議となったことを受けて、第五回新市事務所位置検討小委員会を開催し、再度事務所の設置方式に関する部分について審議を行い、次のとおり一部を修正することと全会一致で意見の集約が図られたことの報告がありました。

【修正前】

事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧原支所は支所とすること。将来的には、本庁方式へ移行していくことを、新市において検討すること

【修正後】

事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とすること。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討すること

【協議された事項】……………  
 協議第七号一三 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置については、第五回新市事務所位置検討小委員会における審議結果を受けて、次のように修正された内容で再提案され承認されました。

一 新市の事務所（本庁）の位置につ



協議会における、審議状況

いては、当面は、国分市中央三丁目四五番一号（現国分市役所）に置き、新市において検討すること

二 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とすること。将来的には、住民サービスの低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある、方式については、新市において検討すること

三 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討すること

協議第十五号 特別職の身分の取扱いについて

新市における特別職の身分の取扱いについては、前回第十回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第十六号 電算システム事業の取扱いについて

新市における電算システム事業の取扱いについては、前回第十回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。なお、協議においては、電算システムの統合作業・構築に、どの程度の作業期間が必要か。情報保護対策に万全を期して欲しい。導入経費の節減と住民サービスの低下を招くことのないよう十分な配慮が必要であるなどの質疑意見がありました。

【提案された事項】……………

協議第十七号 広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 広報紙については、毎月発行とする。お知らせ版などの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は

合併までに調整すること

二 広聴関係については、新市において調整すること

三 ホームページについては、新市において新たに開設すること

四 その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第十八号 情報公開制度の取扱いについて

情報公開制度の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定すること

二 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併

時に個人情報保護条例を制定すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



提案説明を行う、堤総務部会長



# 始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済:協議会の会議において承認済み

提案中:協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議:協議項目として未提案

平成15年10月末現在における協議状況です。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

### 当面の協議会開催日程

第12回協議会 11/13(木)

第13回協議会 11/25(火)

第14回協議会 12/11(木)

第15回協議会 12/25(木)

## ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

**始良中央地区合併協議会事務局**

〒899-4394 国分市中央3丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940

# 議会議員の定数及び任期の取扱いとは!?

## 1、議会議員の定数の取扱い

議会議員の定数は、人口を基準に算定されることとなっており、合併が行われた場合には、基本的にこの原則に基づいて、新市町村の人口を基準に定数が算定されることとなります。

なお、市町村が新設される場合、合併前に合併構成市町村で協議し、議会の議決を経て告示を行えば条例で定めた議員定数とみなされることになっています。

地方自治法(抜粋)

第91条第2項 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

第7号 人口10万人以上の市及び20万人未満の市 議員定数34人

平成12年度国勢調査人口

	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
人口(人)	53,966	8,537	5,516	9,613	5,918	36,846	7,516
						1市6町合計	127,912

1市6町の現在の議員定数

	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
議員定数(人)	24	16	14	16	14	22	14
						1市6町合計	120

## 2、市町村合併(新設合併)における議会議員の定数及び任期の取扱い

### (1) 設置選挙

新設合併の場合、議会議員の身分については、原則として合併構成市町村の議会議員は全て失職することになり、新市町村設置の告示による設置の日から50日以内に、定数(34人以内)に基づき議会議員の選挙を行うこととなります。

しかし、設置選挙の他に合併特例法では激変緩和措置として「定数特例」と「在任特例」の二つのうち、いずれかの方法を選択できると定めています。

### (2) 定数特例

議会議員の失職による設置選挙においては、初回の選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条第2項に規定する数の2倍まで議員定数を増やすことができることになっています。(合併特例法第6条第1項)

定数特例 (任期4年)	地方自治法で定められた定数の2倍の範囲内 (68人以内)	地方自治法で定められた定数の範囲内 (34人以内)
----------------	---------------------------------	------------------------------

合併(設置選挙) → 一般選挙 → 一般選挙

### (3) 在任特例

合併構成市町村の議会議員で、新市町村の議会議員の被選挙権を有する者は、合併後2年を超えない範囲内で引き続き新市町村の議員として在任できます。(合併特例法第7条第1項第1号)

【1市6町在任議員数】

国分市在任議員	24人	在任特例 合併前の構成市町の議会議員全員が、引き続き在任	(任期4年)
溝辺町在任議員	16人		
横川町在任議員	14人		
牧園町在任議員	16人		
霧島町在任議員	14人		
隼人町在任議員	22人		
福山町在任議員	14人		
合計	120人	地方自治法で定められた定数の範囲内 (34人以内)	

合併(選挙なし) → 一般選挙 → 一般選挙